マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（添付書類） **第五十三条**　法第四十五条第二項に規定する国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 一　マンション管理業等経歴書 二～十一　（略） 2～4　（略） （試験の内容） **第六十四条**　前条の基準によって試験すべき事項は、おおむね次のとおりである。 一　管理事務及び管理者事務の委託契約に関すること。 二～五　（略） （登録実務講習事務の実施に係る義務） **第六十九条の六**　登録実務講習実施機関は、公正に、かつ、次に掲げる基準に適合する方法により登録実務講習事務を行わなければならない。 一～三　（略） 四　次の表の第一欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる内容を同表の第三欄に掲げる講師により、おおむね同表の第四欄に掲げる時間を標準として登録実務講習を行うこと。	（添付書類） **第五十三条**　法第四十五条第二項に規定する国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 一　マンション管理業経歴書 二～十一　（略） 2～4　（略） （試験の内容） **第六十四条**　前条の基準によって試験すべき事項は、おおむね次のとおりである。 一　管理事務の委託契約に関すること。 二～五　（略） （登録実務講習事務の実施に係る義務） **第六十九条の六**　登録実務講習実施機関は、公正に、かつ、次に掲げる基準に適合する方法により登録実務講習事務を行わなければならない。 一～三　（略） 四　次の表の第一欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる内容を同表の第三欄に掲げる講師により、おおむね同表の第四欄に掲げる時間を標準として登録実務講習を行うこと。

科目	内容	講師	時間
一　法その他の関係法令に関する科目	管理業務主任者制度の趣旨、管理事務及び管理者事務の委託契約並びに法第七十二条第一項の書面の作成並びに管理事務の報告に関する事項	（略）	（略）
二　（略）	（略）	（略）	（略）
三　（略）	（略）	（略）	（略）

五～十三　（略）

科目	内容	講師	時間
一　法その他の関係法令に関する科目	管理業務主任者制度の趣旨、管理事務の委託契約及び法第七十二条第一項の書面の作成並びに管理事務の報告に関する事項	（略）	（略）
二　（略）	（略）	（略）	（略）
三　（略）	（略）	（略）	（略）

五～十三　（略）